

# (仮称) 平塚市教育大綱 (案)

平成 28 年 (2016 年) 4 月

平塚市

## 第1章 平塚市教育大綱について

- 1 大綱策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 大綱策定の考え方 . . . . . 1
- 3 実施期間 . . . . . 1

## 第2章 平塚市のめざす教育

- 1 基本理念 . . . . . 2
- 2 基本方針 . . . . . 2

# 第1章 平塚市教育大綱について

## 1 大綱策定の趣旨

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度(2015年度)から地方公共団体の長が策定することとされたものです。

その内容は、教育基本法第17条1項の規定に基づき、政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

平塚市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、平塚市の目指す基本的な教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的に策定することとします。

## 2 大綱策定の考え方

平塚市教育大綱は、平塚市総合計画の基本計画分野別施策1「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」の具体的な姿である、「お互いを理解し、尊重し合える心のやさしさと、学びの意欲や豊かな感性をもったひとが育ち、人々の活発な交流をとおしてひとの輪をつなげ広げていく、よろこびと活力にあふれたまちをめざす」を具現化するため、平塚市教育委員会が取り組んでいる教育振興基本計画“奏プラン”後期実施計画を推進するにあたって、その方向性を示すものとしします。

## 3 実施期間

実施期間は、平成28年度(2016年度)から平成31年度(2019年度)の4年間としします。

なお、本市の総合計画や国、県及び社会情勢の動向等を踏まえ、適宜改定するものとしします。

## 第2章 平塚市のめざす教育

### 1 基本理念

「未来の礎を築く教育のまち平塚」

### 2 基本方針

#### (1) 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実

子どもたちの生きる力を育むため、「確かな学力」の向上を図るとともに、安心・安全で快適に学べる環境を整備します。また、子どもたち一人ひとりの健全な心と体を培い豊かな人間性を育むとともに、人権を尊重した、心を大切にす教育を推進します。

#### (2) 子どもの育ちを支援する環境の充実

子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、子育てを社会全体で支援する取組を進めます。また、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助に努めます。

#### (3) 芸術・文化やスポーツ活動にふれあう環境の充実

生涯学習に対する市民ニーズに対応するため、多くの学習機会を提供するとともに、様々な学習活動を支援し、豊かな生活をおくることができる地域社会の実現をめざします。また、活力ある生き生きとした社会を形成するため、市民が様々な形でスポーツと関われる環境整備を進めます。



平塚市